

令和3年4月から見積書及び請求書への 押印を不要としました

山形県会計局会計課

本県では、皆様の負担軽減や利便性向上、業務効率化による行政サービスの更なる向上を図るため、令和3年4月1日から見積書及び請求書への押印について不要とし、下記により取り扱うこととしましたので御協力をお願いします。

記

1 押印のない見積書を提出するときの注意事項

- ① 押印のない見積書※には、必ず発行責任者（代表取締役、支店長・営業所長など権限の委任を受けた役職員）及び文書作成者（発行責任者と同一でも可）の氏名と連絡先（電話番号）を記載してください。
- ② 法人の代表者の氏名等の省略はできません。
- ③ 押印のない見積書等は電子メールにより PDF 形式で提出することができます。
- ④ 見積書等にこれらを記載できない場合は、電子メール本文に記載して送信してください。
- ⑤ これまでどおり押印のある文書についても有効とします。

※ 押印のない見積書に含まれるもの

- ・ 押印した文書をスキャンした電子ファイル
- ・ 電子スタンプで印影を付与した電子ファイル
- ・ 電子スタンプで印影を印刷した紙の書類

2 押印のない請求書を提出するときの注意事項

- ① 発行責任者及び文書作成者の氏名等は不要です。（令和 6 年1月11日から）
- ② 電話等で内容を確認させて頂く場合がありますので、できるだけ担当者氏名及び連絡先を記載してください。
- ③ 法人の代表者の氏名等の省略はできません。

※ 別添記載例を参考にしてください。